

[博士論文審査要旨]

申請者：土肥 将敦

論文題名 社会的企業家と制度変革
—ヤマトグループとヤマト福祉財団による障害者支援事業を通して—

審査員 谷本 寛治
 佐藤 郁哉
 田中 一弘

本論文は、小倉昌男氏を中心とするヤマトグループならびにヤマト福祉財団による障害者支援事業の考察を通じて、社会的企業家の機能並びにソーシャル・イノベーションの創出から普及に至る一連のプロセスを解明したものである。ソーシャル・イノベーションを誰が、どのように生み出すのかという研究は、国内外においてまだ萌芽期にあるが、筆者は事例研究を通してこの問いに正面から取り組んでいる。

本論文において評価すべき点は大きく3点あげることができる。第1に、詳細なフィールド調査を行い、ヤマトグループの障害者支援事業の立ち上げから展開にかかわる証言や資料を、障害者就労支援にかかわるさまざまなステイクホルダーから丹念に集めまとめた点にある。第2に、社会的企業家をカリスマ的な存在として捉える議論を批判し、具体的な事例を通して企業家チームがソーシャル・イノベーションを生み出していくプロセスを描き出した点にある。第3に、ヤマトグループにかかわる事例分析とはいえ、単一の事例ではなく、本業にかかわる「障がい者のクロネコメール便配達事業」と本業を離れた「スワンベーカーリー事業」という、背景や取り組みスタイルの異なる2つのソーシャル・ビジネスの分析を通して、社会的企業家の機能やソーシャル・イノベーションの創出・普及プロセスを明らかにした点にある。

他方、本論文にはいくつかの問題点が存在する。とくに、ソーシャル・イノベーションに関する理論の検討が不十分で理論枠組みが弱い点である。また、理論的インプリケーションを深めた上で実践的なインプリケーションが導き出せていれば、より良かったと言える。

しかし、このような問題点があるにもかかわらず、本研究がフィールド調査を通して明らかにした事例分析とそこから得られた知的貢献は大いに評価できるものである。よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせて考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定に準じた取り扱いにより一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。